

会計年度任用職員募集一覧【共通:事務補助】

部略称	職名	所属	任用 予定 人数	任用期間	勤務時間	勤務日数	主な職務内容	資格要件等	給与(報酬)額※	備考	問い合わせ先
共1	一般事務補助員	各所属(本庁又は出先機関)	-	随時	8:30~17:15	月曜~金曜 (祝日を除く)	各所属における事務補助等	-	月額 170,853円 ~ 175,596円	※勤務時間や勤務日数が常勤職員より短い勤務形態となる場合があります(その場合、報酬は日額で支給します)	人事課 092-643-3037
共2	その他の事務補助員	各所属(本庁又は出先機関)	-	随時	8:30~17:15	月曜~金曜 (祝日を除く)	【以下、主な業務内容を示しています。】  事務補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>農業土木系の業務 大学、高等学校等において土木(工学)又は農業土木の学科を修めて卒業した者等</li> <li>林業系の業務 大学、高等学校等において林業の学科を収めて卒業した者等</li> <li>土木系の業務 大学、高等学校等において土木系の学科を収めて卒業した者等</li> <li>建築系の業務 大学、高等学校等において建築系の学科を収めて卒業した者等</li> </ul> 生活保護現業員(ケースワーカー) 婦人相談員兼母子・父子自立支援員 <ul style="list-style-type: none"> <li>保育士:保育士の資格を有する者 児童指導員等:児童指導員の任用資格を有する者 児童福祉司:児童福祉司の任用資格を有する者 児童生活支援員:保育士又は社会福祉士の資格を有する者、3年以上児童自立支援事業に従事した者</li> <li>心理判定員:大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等 児童自立支援専門員:児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第82条に規定する資格を有する者</li> <li>職業指導員 職業指導員:職業能力開発促進法第28条による職業訓練指導員免許を有する者</li> <li>保育士(補助)、児童指導員等(補助)、児童生活支援員(補助) 職務に関連する大学・専門学校等での修学経験又は当該職種に係る業務経験を1年以上有する者</li> <li>職業指導員(補助) 職業能力開発促進法第28条による職業訓練指導員免許の取得資格を有する者又は職務に関連する大学・専門学校等での修学経験又は当該職種に係る業務経験を1年以上有する者</li> <li>児童自立支援専門員(補助) 職務に関連する大学・専門学校等での修学経験又は当該職種に係る業務経験を1年以上有する者</li> <li>栄養士 栄養士免許を有する者</li> <li>臨床検査技師、診療放射線技師 臨床検査技師:臨床検査技師免許を有する者 診療放射線技師:診療放射線技師免許を有する者 理学療法士:理学療法士免許を有する者 作業療法士:作業療法士免許を有する者 言語聴覚士:言語聴覚士免許を有する者</li> <li>管理栄養士 管理栄養士免許を有する者</li> <li>薬剤師 薬剤師免許を有する者</li> <li>獣医師 獣医師:獣医師免許を有する者</li> <li>保健師、助産師 保健師:保健師免許を有する者 助産師:助産師免許を有する者</li> <li>准看護師 准看護師免許を有する者</li> <li>看護師 看護師免許を有する者</li> <li>研究職 大学、大学院等において従事する試験研究分野に関連する学部学科又はこれに相当する課程を修めて卒業、修了した者等</li> <li>普及指導員 普及指導員資格を有する者</li> </ul>	月額 170,853円 ~ 175,596円	※勤務時間や勤務日数が常勤職員より短い勤務形態となる場合があります(その場合、報酬は日額で支給します)	人事課 092-643-3037	
<p>&lt;「共2 その他の事務補助員」の職を希望される方へ&gt;</p> <p>○募集一覧のうち、この「共2」に掲げる職を希望される方は、登録申込書の「希望する職」の欄に、この表の「主な職務内容」の中からお希望の職務内容を選び、以下の例のように、「共2+主な職務内容」を記載して申し込んでください。</p> <p>例)「共2 職業指導員」 「共2 道路技術員、運転士」 など</p>											

※「給与(報酬)額」:資格・免許又は業務経験を要する職種は、経年数により基本給を決定します。このほか、給料の調整額、通勤費や時間外勤務手当等の実績に応じた給与を支給し、要件を満たす場合は期末手当(6月・12月)、退職手当(パートタイム勤務を除く)を支給します。  
(給与(報酬)額は、特に記載のある場合を除き、現在の給与と制度に基づく金額です。今後の制度改正により変更の可能性があります。)

## 会計年度任用職員募集一覧【共通:事務補助】

部略称	職名	所属	任用 予定 人数	任用期間	勤務時間	勤務日数	主な職務内容	資格要件等	給与(報酬)額※	備考	問い合わせ先
							船員(航海)、船員(機関)	船員(航海):5級海技士(航海)以上の免許を有する者 船員(機関):5級海技士(機関)以上の免許(内燃機関の限定を含む。)を有する者	月額 185,609円 ~ 232,828円	※任用期間によっては臨時的任用職員として任用される場合があります。	
						計量検定	計量士の登録を受けた者又は計量行政の業務経験(検定・指導)を5年以上有する者	月額 206,794円 ~ 250,641円			
						用務員・衛生用務員	-	月額 164,845円 ~ 168,113円			
						工手・土木工手・電話交換手・監視・河川監視	水産工手:2級小型船舶操縦士免許を有する者 土木工手(用水管理):2級小型船舶操縦士免許を有する者	月額 164,845円 ~ 178,126円			
						農業技術員・林業技術員	農業技術員:トラクタなど農業用機械の運転操作が可能なこと。大型特殊免許(農耕用)を有していることが望ましい。	月額 164,845円 ~ 189,298円			
						道路技術員	第一種運転免許(普通自動車)を有する者	月額 164,845円 ~ 218,388円			
						動物愛護管理技術員	-	月額 164,845円 ~ 229,561円			
						運転士	第一種運転免許(普通自動車)を有する者	月額 179,390円 ~ 229,561円			

※「給与(報酬)額」:資格・免許又は業務経験を要する職種は、経年数により基本給を決定します。このほか、給料の調整額、通勤費や時間外勤務手当等の実績に応じた給与を支給し、要件を満たす場合は期末手当(6月・12月)、退職手当(パートタイム勤務を除く)を支給します。  
(給与(報酬)額は、特に記載のある場合を除き、現在の給与制度に基づく金額です。今後の制度改正により変更の可能性があります。)